

令和3年度 事業報告書

事業名	せせらぎスクール推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	せせらぎスクール推進事業	開始年度	平成4年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

本県の水環境を美しいまま未来の世代に引き継いでいくため、水生生物を用いた水質調査「せせらぎスクール」の指導者等を対象とした講座を開催し、指導者の養成・資質向上を図る。また、水生生物調査を実施する団体等を支援することにより、県民の「せせらぎスクール」への参加を促進し、水に親しむ機会を増やすことにより地域の水環境保全の意識の高揚を図ることを目的とする。単年度における目標値は令和7年度までにせせらぎスクール参加団体を160団体、延べ参加者数を8,000人以上（震災前の人数）とし、その後は減少しないこととする。（経過目標 令和元年度＝80団体 4,000人、令和4年度＝120団体 6,000人）

2. 概要

「せせらぎスクール指導者養成講座」を開催することにより、「せせらぎスクール」の指導者の養成・資質向上を図るとともに、「せせらぎスクール」参加団体等に、必要な教材を提供する。

3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
 福島県環境基本計画
 福島県環境教育等行動計画

4. 実施内容等

- (1) せせらぎスクール指導者養成講座
 - ・対象：せせらぎスクールの指導者、自治体担当者等
 - ・内容：水生生物調査の実施のための講義・実習、実践指導等
 （令和3年度は初級編2コース11名、実践編10名（親子14名）合計21名の受講生が参加） ※コロナ禍の影響により初級編1コース中止
- (2) せせらぎスクール
 - 参加者の水生生物調査の支援並びに参加者数の増加を図るため、「せせらぎスクール」実施団体等に対し教材提供及び「せせらぎスクール」普及用冊子を発行。
 - ・提供教材：パケットテスト、比色表、「川の生き物を調べよう」、「魚・鳥・植物 川で見かける生物たち」、分類用下敷き、その他説明書等
 - ・「せせらぎスクール」普及用冊子：小・中学校、高等学校、各種市民団体等を対象に配付。
 （配布先：各市町村、各市町村教育委員会、県内小・中学校、高等学校、「せせらぎスクール」実施団体等）

令和3年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境アドバイザー等派遣事業	開始年度	平成 8 年度
担当部署	生活環境部生活環境総務課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

県が委嘱した「環境アドバイザー」を市町村等、各種団体が開催する講演会等に講師として派遣することにより、多様な場における環境教育・学習機会の提供を行うとともに、地域における自主的な環境保全活動の推進を図る。

目標値は、令和9年度までの受講者数を累計37,000人（令和3年度実績31,600人、令和12年度目標値39,700人）以上とし、環境教育・学習機会の継続的な提供及び支援を行う。

2. 概要

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館、各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等に講師として派遣する。

3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
 福島県環境基本計画
 福島県環境教育等行動計画

4. 実施内容等

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館、各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等に講師として派遣する。派遣講師の謝金及び旅費の支払を県が行う。

- ・委嘱する環境アドバイザー数：現在29名
- ・派遣回数：令和3年度（派遣回数22回、受講者数1,067名） ※年度内派遣実施予定分を含む
- ・派遣方法：講演会等の主催者からの派遣依頼を受けて、環境アドバイザーと日程調整等の後に派遣する。
- ・令和3年度の事例
 - 令和3年4月13日 二本松市立岳下公民館「岳下りんどう学園 教養講座」
 - 令和3年6月29日 湯川村立笈川小学校「阿賀川の水を調べよう」
 - 令和3年11月28日 いわき震災伝承みらい館「原発事故からの復興を学ぶ企画展」
 - 令和4年1月23日 うつくしま地球温暖化防止活動推進員の会「福島県再生可能エネルギーの現状」

令和3年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境顕彰、環境の日・環境月間事業	開始年度	平成26年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

本県は、東日本大震災及び原子力災害による影響を受けたものの、広大な森林と数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯など日本を代表する美しい自然に恵まれており、県民はそうした自然から豊かな恵みを楽しみ暮らしを営んでいるが、県民は、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

福島県内の環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体等を顕彰し、その功績を称え、広く紹介するとともに、環境関連行事を周知すること等により、県民の環境保全に関する意識の高揚を図り、もって県環境基本条例に謳う「人と自然が共生できるふるさと福島の実現」に資するものとする。

○実績値 環境月間に行われる環境関連行事数の増加を目指す。
(平成30年度：24、令和元年度：23、令和2年度：11、令和3年度：13)

2. 概要

顕彰の対象とする活動を福島県内で長期にわたって実践した個人・団体等に対し、その功績を顕彰し広く県民に紹介することによって、県民の環境保全活動に関する意識高揚を図り、環境保全活動を促進する。

また、環境保全活動等に資する情報を県民に広く啓発し、新たな環境保全活動の実践が促進されるように取り組む。

3. 根拠法令等

“うつくしま、ふくしま。” 環境顕彰要綱（最終改正 令和4年3月14日）

令和3年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境顕彰、環境の日・環境月間事業	開始年度	平成26年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

4. 実施内容等

1 環境顕彰

福島県内の7地方振興局、59市町村に対して環境顕彰候補者の推薦を依頼し、推薦のあった個人・団体等について選考審査を行い、特に顕著な功績があると認められた者に知事感謝状・記念品を授与して、その功績を新聞やホームページを活用し広く県民に周知し、環境保全活動に対する意識を広報した。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、表彰式を中止し、所管する各地方振興局等から伝達を行った。

- 伝達式
- ①日時 令和3年6月28日（月）10:00～
場所 いわき地方振興局
 - ②日時 令和3年6月7日（月）10:00～
場所 もちずり学習センター（福島市）
 - ③日時 令和3年6月15日（火）10:00～
場所 居合団地自治会館（会津若松市）
 - ④日時 令和3年7月6日（火）11:00～
場所 南会津地方振興局

- 受賞者
- ①〔個人〕石川哲夫（いわき市）
 - ②〔団体〕大旦 桜守の会（福島市）
 - ③〔団体〕堤町西区町内会（会津若松市）
 - ④〔団体〕国道252号六十里越雪わり街道を愛する会（只見町）
〔団体〕朝日地区地域づくり委員会（只見町）

2 環境の日、環境月間

(1) 上記表彰に合わせ、環境の日、環境月間の趣旨等について周知するとともに、環境月間中におけるイベント等についてホームページで周知を行った。

また、6月に合わせて新聞広告や、関係機関へのポスター配布を行った。

(2) マイボトル・マイカップ推進キャンペーンを実施した。

環境省のプラスチックスマート、マイボトル・マイカップキャンペーンに登録するとともに、新聞広告、情報誌で広くキャンペーンの周知を図った。

各団体・事業所等に対し「マイボトル・マイカップ推進キャンペーン協力店」への登録を依頼し、登録店にはステッカーやポップを配付し、使い捨て容器のゴミを削減する取組を促進した。

・マイボトル・マイカップ推進キャンペーン協力店登録事業者数：38事業者265店舗（3月末時点）

・啓発活動：新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、支障のない範囲で啓発を行った。

県内のスポーツイベント、環境イベント、周知等

令和3年度 事業報告書

事業名	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	新規・継続区分	継続
事項名	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	開始年度	平成26年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和3年度

1. 目的及び目標（値）

空き缶等の散乱ゴミ対策について考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることを目的としている「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」が実施する地域の環境保全や環境美化活動を支援し、県民、事業者、行政が一体となった環境保全実践活動の取組を推進する。

○目標値 地域の環境保全や環境美化活動を通し、一人一日当たりのごみ排出量の削減を目指す。
当面、令和3年度末まで935g/人・日以下を目指す。

2. 概要

「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」は、昭和58年に県、市町村、市民団体、県内の企業等が参加して設立した団体である（現在85団体）。

本協議会の設立目的は、空カン等散乱ごみについての対策を考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることである。

本事業は、協議会が主体となって実施する道路、河川、公園等の清掃活動や花いっぱい運動など、地域の環境保全や環境美化活動を支援するものである。

3. 根拠法令等

福島県環境美化推進事業補助金交付要綱

4. 実施内容等

「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」が主体となって実施する道路、河川、公園等の清掃活動や花いっぱい運動など、地域の環境保全や環境美化活動を支援するため、協議会の事業費（啓発事業、清掃活動事業）に対して助成を行った。

（協議会の事業内容）

(1) 環境保全及び環境美化意識の向上を図るため、書面で総会を実施し活動を振り返るとともに、美化活動イベント等で使用する資材の配布や年度内の各団体の活動を広報紙としてまとめ、市町村や各団体等へ周知することで、地域住民の環境意識の維持向上を図った。

また、環境月間（6月）や環境衛生週間（9/24～10/1）にちなみ、春と秋の年2回、県下一斉清掃を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、集合型の清掃は自粛する団体があったものの、各構成員が個別に清掃活動等を行うなどした。

(2) 多年にわたる環境美化等に関する奉仕活動に地道に努め、その実績が特に顕著な団体として、「矢祭町子ども会育成会連絡協議会」を表彰した。

令和3年度 事業報告書

事業名	オールふくしまECO推進プロジェクト事業（旧：地球温暖化対策事業）	新規・継続区分	継続
事項名	地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業/地球にやさしい“ふくしま”県民会議発信力強化事業	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

- 目的
地球にやさしい“ふくしま”県民会議（地球温暖化対策推進協議会）を推進母体とし、県民・事業者・行政等が共通認識に立った地球温暖化対策の具体的な取組を促進する。
- 目標
温室効果ガス排出量について、2020年度（令和2年度）までに基準年度（2013年度（平成25年度））比25%、2030年度（令和12年度）までに基準年度比45%の削減を図る。
- 指標
イベント等による普及啓発活動回数：年間24回

2. 概要

地球温暖化防止のため、県民や事業者、学校、地域社会等に対する普及啓発活動を実施し、県民総ぐるみの地球温暖化対策を促進する。

3. 根拠法令等

- 地球温暖化対策の推進に関する法律
○気候変動適応法
○地球温暖化対策計画
○福島県地球温暖化対策推進計画

4. 実施内容等

(1) 県民会議、地方会議、幹事会の開催

民間団体、事業者団体、行政等で構成する会議を活用し、県民一人一人への地球温暖化対策に向けた具体的な行動を促進するための取組等について協議を行う。

- 【実績】 ●県民会議：令和3年6月15日 ●幹事会：①令和3年9月2日、②令和4年3月1日
●地方会議：（県北）令和3年8月6日、（県中）令和3年9月7日、（県南）令和3年10月14日〔書面〕、
（会津）令和3年9月22日〔書面〕、（南会津）令和3年7月16日〔書面〕、
（相双）令和3年8月24日〔書面〕、（いわき）令和3年10月27日〔書面〕

(2) 普及啓発活動

県民会議・地方会議構成員と連携した普及啓発活動を展開する。

ア 対象：一般家庭

(ア) ふくしまエコライフマイスター

- 家庭への省エネ家電の導入を促進するため、エコライフマイスター制度の下、県民会議構成員（福島県電機商工組合）と連携した普及啓発活動を行う。【通年】

【実績】 ●ふくしまエコライフマイスター：89名（令和4年3月末時点）

(イ) みんなでエコチャレンジ（委託）【応募期間：令和3年7月1日～令和3年9月30日】

- 家庭で簡単かつ継続的に取り組める省エネルギー・省資源のエコ活動を「福島エコ道」として普及啓発を図る。
- 取組ごとの温室効果ガス削減量を木の本数に換算することで効果を「見える化」とするとともに、SDGsの取組と関連付けることで、参加意欲の向上につなげる。

【実績】 ●参加世帯数：4,525世帯（令和2年度実績 3,347世帯）

令和3年度 事業報告書

事業名	オールふくしまECO推進プロジェクト事業（旧：地球温暖化対策事業）	新規・継続区分	継続
事項名	地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業/地球にやさしい“ふくしま”県民会議発信力強化事業	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

イ 対象：地域社会

(ア) 県民会議による普及啓発活動

- ・地球温暖化対策に関する県事業等への参加、協力を呼びかける広報活動を実施する。【通年】

(イ) 地方会議による普及啓発活動

- ・県内7方部において、地域の特色に合わせた普及啓発活動を実施する。【通年】

(ウ) 「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」による普及啓発活動

- ・地域で活動する地球温暖化防止活動推進員により草の根的な普及啓発活動を実施する。【通年】

(エ) 「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」養成研修会（委託）

- ・地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ及び新規推進員の獲得のために養成研修会を実施する。

【実績】 ●地球温暖化防止活動推進員養成研修：令和3年10月29日

●受講者：36名

(3) 省エネモデルの実証試験と結果の周知（委託）

ナッジ理論を取り入れた省エネの取組について、実証試験を行い、効果のあったモデルを取りまとめ、県民に対し周知する。

ア 実証試験、検証

- ・庁内・学校・事務所に専門家を派遣し、職場での取組や課題をヒアリングするとともに、省エネ等の提案・実証を行い、効果を検証する。

イ 報告、結果の周知

- ・検証の中で効果のあった取組をモデルとして取りまとめ、福島議定書事業等を通して企業や学校等に周知し、実用を促す。

【実績】 ●事業所向け省エネ施策：令和3年11月～令和4年2月実施

●学校向け省エネ施策：令和3年11月～令和4年1月実施

●県庁向けごみ削減策：令和3年12月～令和4年2月実施

(4) 発信力強化

ア ロゴマーク啓発（委託）

- ・地球にやさしい“ふくしま”県民会議の強化、拡充にあわせて新たに策定したロゴマーク等を県民に広くPRする。

【実績】 ●環境イベント「ふくしまゼロカーボンDAY！」開催：令和3年11月27日

●来場者数：2,400名

イ ポータルサイト作成（委託）

- ・温暖化対策に関する統一的なポータルサイトを作成することにより、各分野での取組や有料事例等を整理し、わかりやすく“見える化”する。

【実績】 ●「福島県地球温暖化対策ポータル」構築：令和4年1月11日

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/>

令和3年度 事業報告書

事業名	地球温暖化対策事業	新規・継続区分	継続
事項名	エコドライブ推進事業	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

目的：本県の二酸化炭素排出量の2割以上を占める運輸部門における温暖化対策を進めるため、エコドライブの推進を図る。

目標：温室効果ガス排出量について、2020年度（令和2年度）までに基準年度（2013年度（平成25年度））比25%
2030年度（令和12年度）までに基準年度比45%の削減を図る。

指標：派遣回数 15件/年

2. 概要

エコドライブ講習会を開催する事業所等へ講師を派遣し、事業所の従業員等によるエコドライブの実践を促進するとともに、従業員等の家族や地域でのエコドライブの取組へと波及させていく。

3. 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律
 国の地球温暖化対策計画
 福島県地球温暖化対策推進計画

4. 実施内容等

- 「福島議定書」事業（事業所版）に参加する事業所及び地球にやさしい“ふくしま”県民会議地方会議において エコドライブ講習会を開催する場合に講師を派遣する。
- 事業所の従業員等を対象に講習を行うことで、従業員等の日常生活での運転時にも効果を波及させる。

【実施時期】
 随時とし、事業所及び地方会議の希望に応じて対応することとする。

【実施回数】
 9回

令和3年度 事業報告書

事業名	愛鳥週間ポスターコンクール	新規・継続区分	継続
事項名	地域環境の保全に係る普及啓発事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

野鳥への親しみや野鳥保護思想についての普及啓発を目的とする。
東日本大震災発生後の平成23、24年度は実施を見合わせていたが、ポスターの制作過程において、自然のなかで野鳥を観察することで子どもたちが心に潤いを持って成長することを願い、また、制作に携わる子どもたちを通して野鳥のいる自然の保護意識の醸成、県機関への原画展示や各市町村や教育機関へのポスター配布による啓発運動などを行い、地域住民や教育関係者へも野鳥保護思想の高揚を図るとともに、心の復興の一助になるよう、平成25年度以降当該事業を継続している。
当事業では参加児童数を増やすことを目標とし、令和元年度事業計画までは毎年参加者1050人を目標数としていたが、令和2年度事業計画作成時に目標値の修正を行い、本事業の期間である平成25年度から令和9年度までの15年間で合計1万人の参加を目標とすることとした。
参加者目標数は、令和9年度までに県内児童のコンクール参加率を東日本大震災の前年の平成22年度の値まで回復させることを目指し、令和元年度以前の参加実績と令和2年度以降の想定参加率及び想定県内児童数から算出した参加者数の値の合計とした。

2. 概要

県内の小・中学生を対象に、愛鳥週間用ポスターの原画を募集する。
県で選考された作品を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「令和4年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に福島県代表として応募する。
なお、応募作品は、環境省、文部科学省及び学識経験者で構成する審査会により入賞作品を決定するとともに、公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁賞受賞作品は翌年度の愛鳥週間ポスターとして全国に配付される。

3. 根拠法令等

生物多様性基本法、鳥獣保護管理法、第12次鳥獣保護管理事業計画

令和3年度 事業報告書

事業名	愛鳥週間ポスターコンクール	新規・継続区分	継続
事項名	地域環境の保全に係る普及啓発事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

4. 実施内容等

- ①令和2年度に開催された「令和3年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」の審査結果に基づき選定・制作された「令和3年度愛鳥週間用ポスター」について、各市町村や教育機関への配布・掲示を通し野鳥保護思想の啓発運動を行った。
- ② 県内の全小・中学校へ令和4年度愛鳥週間用ポスターの原画募集を行い、小学校18校・144人、中学校47校・548人、計65校692人の参加があった。
- ③ 各地方振興局長は、地方審査会を開催し提出された作品の中から優秀作品（小学校48点・中学校60点）を選出するとともに、そのうち上位作品（小学校29点、中学校30点）を県審査会へ推薦した。
- ④ 県審査会において県知事賞（小・中学校各2点）、県教育委員会教育長賞（小・中学校各3点）を選考し、地方振興局長賞とともに賞状・副賞の授与を行った。また、各賞に入賞しなかった作品において参加賞を配布した。
- ⑤ 優秀作品について、県庁内及び福島県環境創造センター、野生生物共生センターにおいて原画展示を行った。
- ⑥ 上位作品6点（小・中学校各3点）を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「令和4年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に県代表として推薦を行い、内1点が入選となった。

令和3年度 事業報告書

事業名	尾瀬地域保護適正化事業	新規・継続区分	継続
事項名	特殊植物等保全事業（旧；環境保全活動及びその知識の普及啓発）	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

優れた自然環境を有する尾瀬国立公園の環境を保全するため、尾瀬国立公園入山者や地域住民等に対して環境保全に関する知識の普及を図る。
尾瀬国立公園の入山者数のうち、尾瀬沼ビジターセンターの入館者数の割合を平成39年度までに27%とする。

2. 概要

尾瀬地域における環境を保全するため、環境保護等のための資料等を継続的に作成し、現地での環境学習やビジターセンターにて積極的に広報等に活用するほか、県ホームページにも掲載し、尾瀬の環境保全や生態系、適正利用に関する知識の普及啓発を図る。

3. 根拠法令等

自然公園法、生物多様性基本法

4. 実施内容等

尾瀬の環境保全を継続的に広報するための資料等を作成し、尾瀬の環境保全や適正利用に関する知識の普及啓発を図った。

①専門委員会による持続的比較調査が可能な調査体制の構築
専門委員会を（1月21日）開催し、多様な生態系を保有する尾瀬の効果的かつ具体的な調査内容等について整理検討するとともに、尾瀬の環境を持続的・順応的に管理をするための調査内容の普及啓発の方法等について検討した。

②尾瀬訪問者による環境保全活動の参加・協力
尾瀬国立公園の特別保護地区というこれまで調査が行き届いていない環境について調査を行うことで、尾瀬の自然の価値を可視化し、調査内容の普及を行うことにより尾瀬を訪れる登山者が尾瀬の価値を理解し、自律的に尾瀬の環境保全活動に参加・協力者の拡大を図った。

③尾瀬の環境保全に関する知識の継続的な普及啓発
尾瀬の環境保全に関する情報をSNSで発信した。また、尾瀬沼ビジターセンターに環境保全に関する展示を行うための標本を制作した。

令和3年度 事業報告書

事業名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	開始年度	平成23年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

COP10による生物多様性に対する関心の高まりや東日本大震災に伴う省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの見直しを契機として、子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承する。

また、平成30年度に改訂された「新・尾瀬ビジョン」において、「学校団体等による尾瀬での環境学習の推進」が今後必要な取組として明確化されたことを受け、本県においてもより積極的に本事業を推進するため、目標値は、年間700名を着実に実行することとし、広く子どもたちの環境意識の醸成を図っていく。

2. 概要

子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承するため、尾瀬で環境学習を実施する小・中学生等に対し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費を助成する。

3. 根拠法令等

ふくしま生物多様性推進計画（生物多様性地域戦略）

4. 実施内容等

(1) 対象
尾瀬国立公園で、ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小・中学校、特別支援学校（児童・生徒等700名程度）。

(2) 要件
①尾瀬国立公園特別保護地区で実施すること。
②尾瀬認定ガイドを活用した少人数（8人に1人のガイドレシオ）での自然解説、自然保護の歴史学習（ゴミ持ち帰り運動や電源開発への反対運動など自然保護発祥の歴史）、植生復元や環境に配慮した上下水道の学習等、質の高い学習を行うこと。
③学校、学年、学級、団体単位で行う行事であること。

(3) スキーム
「尾瀬環境学習推進協議会（地元町村、関係団体、県、県教育委員会で設立）」の活動に対し負担金を支払い、協議会は、事業を円滑に推進するため、参加校を募集し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費の一部を助成するとともに、事前学習の実施、ガイドの斡旋、緊急時の連絡体制・搬送体制の整備等を行った。

令和3年度 事業報告書

事業名	生活排水改善事業（旧：窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト）	新規・継続区分	継続
事項名	生活排水改善事業（旧：窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト）	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部水・大気環境課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

かつて全国湖沼水質日本一を誇った猪苗代湖の水質を取り戻すことは、県民の願いである。平成25年度から「窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト」を行っているが、猪苗代湖の水質は、年々CODが上昇傾向にある。汚濁原因の約5割を占める生活排水を改善させることは、猪苗代湖の水質を取り戻すうえで、非常に重要である。今回、窒素りん除去型浄化槽のみを対象をしばらず、猪苗代湖に流入する生活排水全般の改善を目指すため、次年度から事業名を「生活排水改善事業」に改める。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域では、依然、汲み取り式トイレや単独処理浄化槽を使用している世帯が一部あり、無処理のまま生活排水を流している状態がある。また、単独浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査がなされていない世帯もある。

そのため、現在の猪苗代湖の水質の状況について広く流域の住民に周知し、現状できる浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）や家庭でできる生活排水の取組※、さらに、環境負荷の低い窒素りん除去型浄化槽への転換及び下水道や農業集落排水施設への接続について、普及啓発するため、関係業者及び猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の住民、水環境保全に関心のある方を対象とした講習会を開催する。これまで年2回の開催としてきたが、参加者数目標の年間80名を達成することが困難であることから、年3回開催し、参加者数目標の年間80名を達成させる。

また、令和元年に、合併処理浄化槽への転換を促すことや浄化槽管理の強化を目的に、浄化槽法の一部が改正されたことから、併せて流域の住民に周知する。

さらに、流域の住民に対して、現在の猪苗代湖の水質の状況、現状できる浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）や家庭でできる生活排水の取組※、窒素りん除去型浄化槽への転換及び下水道や農業集落排水施設への接続について、新たにパンフレットを作成する。なお、このパンフレットは、内容を更新して5年に1度配付する。

これらにより、水環境保全に関する知識の普及啓発を図り、猪苗代湖の水質日本一復活に寄与する。

※ 家庭で出来る生活排水の取組

台所の流しには、ろ紙袋をかぶせた三角コーナーや目の細かいストレーナーなどをつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにしたり、洗剤を適量使用し、洗剤の無駄をなくすなどの実践活動。

2. 概要

猪苗代湖の水環境を保全するため、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の住民に対して、現在の猪苗代湖の水質を周知し、現状できる浄化槽の適正な維持管理、家庭でできる生活排水の取組、さらに、環境負荷の低い窒素りん除去型浄化槽に転換すること、下水道や農業集落排水施設で排水を処理できるよう接続することを講習会やパンフレットにより普及啓発する。

また、県のホームページ等にも掲載することで、県民に対して水環境保全に関する知識の普及啓発を図る。

3. 根拠法令等

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例
福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

4. 実施内容等

(1) 講習会（委託事業）

浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽施工業者を含む猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方を対象とした講習会を開催した。

講習会開催に当たっては、チラシの配布地域を猪苗代湖流域全土に広げ、流城市町の広報誌等に案内を掲載していただくなど、猪苗代湖流域住民に幅広く周知した。

また、講習会では、当該浄化槽の役割や仕組みについて実物等を使用して分かりやすく説明することにより、当該浄化槽の適切な施工・保守管理や家庭で出来る生活排水の適正処理の重要性を認識してもらった。

さらに、浄化槽の施工業者や保守点検業者については、県内における浄化槽の施工や保守点検時に併せて、県民に対する生活排水の適正処理に関する知識の普及を担ってもらい、県のホームページ等を利用し、浄化槽の適正な維持管理や家庭でできる生活排水対策等を掲載することで、県民に対して広く水環境保全に関する知識の普及啓発を図った。

① 開催日時：〈1回目〉令和3年5月21日（金）、〈2回目〉令和3年10月29日（金）、〈3回目〉令和3年11月30日（火）

② 開催場所：〈1回目〉猪苗代町「学びいな」、〈2回目〉猪苗代町「学びいな」、〈3回目〉猪苗代町「市沢集会所」

③ 開催回数：年3回

④ 対象者：浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽施工業者を含む猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方、〈1回目〉30名、〈2回目〉13名、〈3回目〉10名

(2) パンフレット作成・配布（委託事業）

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の住民に対して、猪苗代湖の水質が以前よりも悪化してきている現状を伝えると共に、生活排水が猪苗代湖に与える影響を伝え、現状できる浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）や家庭でできる生活排水の取組、さらに、環境負荷の低い窒素りん除去型浄化槽への転換及び下水道や農業集落排水施設への接続を促すパンフレットを作成し、水環境保全に関する知識の普及啓発を図った。

① 対象者：猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の住民

猪苗代町広報令和4年3月号配布に併せて4,518部、町広報令和4年3月号直送分に220部、町関連施設に100部配置

県水・大気環境課への送付分あわせて計5,000部製作

令和3年度 事業報告書

事業名	未来を創る子どもたちの省エネ意識向上事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境活動スタート事業	開始年度	令和2年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

地球温暖化に伴う気候変動、またそれに起因する自然災害は、その影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に影響を与える深刻な環境問題の一つである。

そこで、環境への負荷を低減するライフスタイルへの転換を促進するため、児童生徒の発達段階に応じた環境保全に関する意識啓発活動を行うとともに、子どもたちを通して家庭や地域における省エネ・省資源に関する意識の醸成を図る。

環境活動スタート事業では、本県の将来を担う青少年の省エネ意識啓発と、環境問題について主体的に考えて行動する人材を育成するために、中・高生を対象に地球温暖化によって起きる影響や対策について学ぶ機会を確保し、自ら考え実践する環境活動のスタート、ステップアップを支援している。しかし、持続可能な社会の構築に向けた教育（ESD）は、中学校、高等学校のみならず、小学校においても推進されているため、今年度から対象を小学校まで広げることとした。

目標値は、県内の小・中・高等学校合わせた約780校のうち、毎年最大10校、令和9年度までに最大77校の学校を支援する。

2. 概要

各学校において講演会を実施し、生徒に地球温暖化防止などの環境に対する意識の向上を図り、生徒は各活動の場で環境活動を実践することをねらいとしている。そこで、学校の指導力を活かして講演会の事前指導及び事後指導を行うことによって、生徒は環境に対する理解をより一層深めたうえで、環境活動を実践する機会を得ることが可能である。学校には、学年、全校という単位でより多くの生徒や教職員、さらに保護者に講演会への参加を依頼し、環境問題や省エネ・省資源に関する取組について主体的に考えて行動する人材を育成する。

講演会では、環境の専門家である講師が地球温暖化等の環境に関する講演を行うとともに県の地球温暖化対策事業に関するチラシを配付して紹介する。

各学校は、講演会後に生徒が書いたリポート（講演会の感想と講演会をきっかけに気づいた自分にできる地球温暖化防止に対する取組内容の実践、実践を終えての感想や気づき）を提出する。県は、提出されたリポートの内容を取りまとめ、県内全ての小・中・高等学校に周知するとともにHP等で広く発信し、地球温暖化防止等環境に関する普及啓発を行う。

3. 根拠法令等

生活環境部事業計画

4. 実施内容等

- (1) 参加校募集：教育庁の後援を得て参加校を募集し、講演会を実施する10校を決定した。
- (2) 参加校への物品配布：県で実施している地球温暖化対策事業についてのリーフレットを作成し、参加校の全生徒及び教員に配付した。
- (3) 講師派遣・講演会実施：講師を参加校に派遣し、講演を行った。
 - ①郡山市立東芳小学校（7月1日）
 - ②中島村立吉子川小学校（7月5日）
 - ③埴町立笹原小学校（7月8日）
 - ④只見町立只見小学校（10月5日）
 - ⑤只見町立朝日小学校（10月20日）
 - ⑥福島県立二本松工業高等学校（10月28日）
 - ⑦猪苗代町立猪苗代中学校（11月8日）
 - ⑧福島市立松陵中学校（11月17日）
 - ⑨福島県立いわき支援学校（11月19日）
 - ⑩福島県立あさか開成高等学校（11月25日）
- (4) リポートの収集と活用：講演会実施後、参加生徒が記入したリポートを回収して取りまとめ、HP等で発信することにより、地球温暖化防止に関する普及啓発を行った。

令和3年度 事業報告書

事業名	ECO・マイアクション発信事業	新規・継続区分	継続
事項名	ECO・マイアクション発信事業	開始年度	令和2年度
担当部署	生活環境部一般廃棄物課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

3Rの推進などの環境に関する県民参加型事業に取り組んでいるが、既存の事業については参加者が横ばい傾向となっており、一人一日当たりのごみ排出量がここ数年横ばい傾向となっているなど環境に関する指標も改善しておらず全国的にも下位にある。このため、次世代を担う若い世代を中心に環境保全に関する取組への参加者を広げていくことが大きな課題となっている。

このことから、スマートフォンに慣れ親しんでいる10代後半から40代前半の若い層に関心を引きつけやすく、取組に対してポイント等のインセンティブを簡単に付与できるスマートフォンのアプリを使った県民参加型事業を展開することにより、次世代を担う若い層を中心とした参加者の裾野を広げ、かつ自発的な取組を推進していくことを目的とする。

目標値は、令和9年度までに環境アプリのダウンロード者20,000人を目指す。

2. 概要

地球温暖化の防止や廃棄物の削減に向けて、スマートフォンなどのアプリを活用しながらごみ減量化、省エネルギー等に関する取組を広げ、環境に負荷をかけないライフスタイルの普及を図る。

3. 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律
 循環型社会形成推進基本法
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 食品ロスの削減の推進に関する法律
 福島県環境基本計画
 福島県地球温暖化対策推進計画
 福島県循環型社会形成推進計画
 福島県廃棄物処理計画

4. 実施内容等

○環境に負荷をかけないライフスタイル実現のため、スマートフォンのアプリを活用しながら、ごみ減量化、省エネルギー等に取り組んでもらうための広報、啓発を行い、環境活動への参加者を広げる。

●環境保全基金を充当する内容

環境アプリ事業のうち、取組参加者の増加のための広告費など広報・啓発に要する費用に環境保全基金を充当する。
 ・チラシ制作 … 環境アプリをPRするためのチラシを制作し、地球にやさしいふくしま県民会議参加団体関係者等に配布

・広報費 … 新聞での環境アプリの広報

令和3年度 事業報告書

事業名	生物多様性等普及啓発	新規・継続区分	継続
事項名	生物多様性保全支援事業	開始年度	令和3年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和4年度

1. 目的及び目標（値）

<p>県民の生物多様性の重要性の認識、外来生物についての知識向上を目的とする。</p> <p>県政世論調査を活用して3年に1度生物多様性についてのアンケートを行っているが、生物多様性という言葉と意味を理解しているか、という設問では、令和元年度において前回調査よりも10%も減少し19.7%という結果になった。</p> <p>県民の生物多様性への理解、認識がかなり低いものであることから、パンフレット、ポスターを活用することで、言葉に触れる機会を創出し、生物多様性について考えるきっかけとしたい。</p> <p>外来生物に関しては、県内にも多くの外来生物が生息・生育しているが、取り扱い等については県民にはあまり知られていない。中でも外来生物法で指定されている特定外来生物については、生きたままの運搬や栽培、飼育等が原則禁止とされているなど、規制がかかっている動植物であり、取り扱いに注意が必要なものである。特定外来生物については生態系や人身被害、農林業被害への影響が大きいことから、県民にも主な種について認識してもらうことで、今後の対策への理解の促進につなげる。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度県政世論調査において、生物多様性の言葉も意味も知っている割合を25%にすることを目標とする。

2. 概要

<p>来年度、次期生物多様性国家戦略が示され、ふくしま生物多様性推進計画を改定する計画となっていることから、そのタイミングで県民が広く知識等を得る機会を増やす。</p> <p>R3年度については、外来生物及び生物多様性に関するポスター・パンフレットを作成し市町村等に送付。</p>
--

3. 根拠法令等

<p>生物多様性基本法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律</p>

4. 実施内容等

<p>1 ポスター及びパンフレットの作成 環境省より写真やイラスト等の使用許諾を受け、ポスター及びパンフレットを作成 印刷業者に構成及び印刷を依頼し、ポスター900部、パンフレット各6,000部を作成</p> <p>2 ポスター及びパンフレットの配布 県内各市町村立小中学校等にポスターを配布 市町村や福島大学等にポスター及びパンフレットを配布</p>
--

令和3年度 事業報告書

事業名	地球温暖化対策事業	新規・継続区分	新規
事項名	気候変動適応センター事業	開始年度	令和3年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

○趣旨
気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に規定される地域気候変動適応センターを設置する。

○目標
SDGs「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」などの達成。
気候変動影響による被害の防止・軽減、県民生活の安全、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び県土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。

○指標
地域気候変動適応計画について策定済みの県内市町村数：15市町村以上を目指す。

2. 概要

地域気候変動適応センターを設置し、県内における気候変動の影響や適応に関する情報を収集するとともに、地域への情報提供を行うことにより、県民、事業者等の各主体の気候変動適応への取組を促進する。

3. 根拠法令等

- ・気候変動適応法
- ・気候変動適応計画
- ・福島県地球温暖化対策推進計画

4. 実施内容等

(1) 気候変動適応セミナーの開催
市町村の気候変動適応に係る事業の実施等の推進を図るため、県地球温暖化対策推進計画や外部講師による講話等のセミナーを開催した。

- ・開催日 令和4年2月28日 13:30～15:20
- ・会場 Zoomウェビナーによるオンライン開催
※主催者、司会のみ会場（帝北ビルディング 7階会議室）より参加
- ・参加者 県内16自治体、うくつしま地球温暖化防止活動推進員21名、他

(2) 福島県気候変動適応センターパンフレットの作成
気候変動適応策に係る普及啓発を図るため、福島県気候変動適応センターパンフレットを作成した。

- ・部数 2,000部